

15. 苦情処理

入居契約書第10条の規定に基づく入居者からの苦情またはご意見は、別表10「苦情処理細則」により解決を図ります。

16. 事故・非常災害等が発生した場合の緊急対応と訓練

別に定める事故防止・対応マニュアルを参照ください。また別表1第2項、災害時の心構えに従い、入居者の避難等適切な処置を行います。

非常時に備え、定期的に避難訓練を行いますのでご協力をお願いします。

17. 管理規程の改定

入居契約書第5条3項の規定に基づき、この規程の改定については、運営懇談会の意見を聴くものとしします。

18. 施行日

この管理規程は平成30年11月1日から実施いたします。

月払い料金及び使用料の変更 令和元年10月1日から実施いたします。

月払い料金及び使用料の変更 令和5年11月1日から実施いたします。

19. ホームへの届出様式

ホームに届け出る必要事項は、入居契約書及び管理規程に定められておりますが、それぞれの事項は下記を参照してください。

居室及び共用施設等建物、設備の一部を汚損、破損した場合

(契約書第21条)

長期不在する場合

(契約書第20条第3項)

契約書第29条, 第31条, 第42条に基づく通知を行う場合

(契約解約届出書)

入居契約書第37条に基づく通知を行う場合

(身上事項変更届)

身元引受人の変更等を行う場合

(契約書第36条)

返還金受取人の変更を行う場合

(契約書第39条第3項)

来訪者が施設に宿泊しようとする場合

(管理規程4項2号)

共用施設を利用しようとする場合

(管理規程9項)

施設内において食事をしない場合

(管理規程12項4号)